

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 12

処 分 名	市営住宅駐車場の使用許可	
処 分 の 概 要	市営住宅駐車場の使用者を決定し、許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市営住宅管理条例(平成9年条例第28号)	
条 項	第62条の2、第62条の5第1項	
所 管 課	住宅課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	5日	
標準処理期間	計	5日
判断基準	松山市営住宅管理条例第62条の3及び、松山市営住宅管理条例施行規則第36条の4の規定に適合すること。	
【根拠法令等】		
<p><b>松山市営住宅管理条例</b></p> <p>(使用許可)          第62条の2 共同施設として整備された駐車場(以下「市営住宅駐車場」という。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用者の資格)          第62条の3 市営住宅駐車場を使用することができる者は、市営住宅の入居者又は第51条第1項の許可を受けた社会福祉法人等であって、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 入居者若しくは同居者又は第51条第1項の許可を受けた社会福祉法人等が自ら使用するため市営住宅駐車場を必要としていること。          (2) 市営住宅駐車場の使用料(以下「駐車場使用料」という。)を支払うことができること。          (3) 第42条第1項各号のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(使用の申込み)          第62条の4 前条に規定する資格を有する者で、市営住宅駐車場を使用しようとするものは、市長の定めるところにより、市長に申し込まなければならない。</p>		
<p><b>松山市営住宅管理条例施行規則</b></p> <p>(駐車場に駐車できる自動車)          第36条の4 条例第62条の4の規定による申込みに係る自動車は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 入居者、同居者又は条例第51条第1項の許可を受けた社会福祉法人等が使用者として自動車検査証に記載されている自動車          (2) 入居者又は同居者が親族から貸与を受けている自動車          (3) 入居者又は同居者が勤務先から貸与を受けている自動車          (4) 入居者又は同居者の介護をするために市営住宅を訪問するこれらの者の親族が使用する自動車          (5) 入居者又は同居者が利用する訪問介護サービス事業者の自動車</p> <p>2 前項の自動車は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車(二輪車を除く。)で、その長さが5メートル以下及び幅が2メートル以下のものでなければならない。</p>		
<p><b>松山市営住宅駐車場の管理に関する要綱</b></p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

市営住宅駐車場使用申込



審査



使用許可・不許可